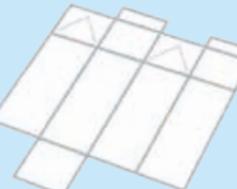
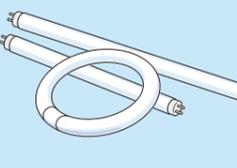


資源拠点回収場所を利用しよう

ここで紹介している資源物については、ごみの減量や限りある資源の有効活用のため資源拠点回収場所にて**無料**でお受け取りしますので積極的にご利用ください。

あきかん  〈ビール・ジュース・お菓子缶〉	あきびん  〈白・茶・それ以外の色〉	ペットボトル  ※キャップとラベルはその他プラ	その他プラ  〈食品トレイ・お菓子・発砲スチロール〉
台所用金属 	新聞  ※チラシは雑古紙	雑誌  ※中身がざら紙のもの	雑古紙  〈紙の袋・紙の箱・カタログ・封筒〉
ダンボール 	牛乳パック  ※中を洗って、開いて、乾かす	廃食用油  ※未使用でも可	小型電子機器  ※付属品も可
乾電池  ※ボタン電池・充電式電池は不可	蛍光灯  ※割れたものは不可	古着  ※レザー製・ビニール製は不可	水銀式体温計・ 血圧計・温度計 

注意事項

- かん、びん、ペットボトル、その他プラは中身を軽く洗って持ってきてください。なお、汚れている資源物はお持ち帰りいただく場合があります。
- 新聞、雑誌、ダンボールはひもで十字に結んで持ってきてください。

パソコン



※ブラウン管モニター（本体一体型を含む）は対象外

と き… 平日（月、火、木、金）、日曜日、祝日（月、火、木、金）午前9時～午後4時
 ※水曜日と土曜日は資源物の持ち込みはできません
対 象… 市内に住んでいる人（対象となる資源物は一般家庭で発生したものに限りです）
ところ・問い合わせ… 知古21-1 環境業務課庶務係（TEL 26-4992）

のおがた元気ポイント事業

問い合わせ…高齢者支援課地域包括ケア推進係（TEL25-2391）

のおがた元気ポイント事業は、高齢者の健康づくりや介護予防を推進するため、市や地域で行っている活動に参加したり、健診を受けたりすることでポイントを集める事業です。20ポイントを集めて2,000円分の商品券と交換できます。



事業参加から商品券交換までの流れ

《参加申し込み》

- **個人登録**
 市庁舎5階の地域包括ケア推進係に「のおがた元気ポイント事業参加申込書」を提出。のおがた元気ポイントカードを交付します（1人1枚しか持てません）。
対象…直方市に住民登録している**65歳以上**の人
申し込み時に必要なもの…身分証明書（保険証、運転免許証など）
 ※代理人の場合は委任状が必要

- **団体登録**
 市庁舎5階の地域包括ケア推進係に「のおがた元気ポイント事業活動団体登録申込書」と「会員名簿」を提出。
対象者…直方市に住民登録している65歳以上の人5人以上で構成され、介護予防や健康づくりに取り組む団体

《ポイント事業に参加》

- **健診ポイント**
 65～74歳までの人は、**交換する年度の健診結果表が必須**です。交換の際に地域包括ケア推進係窓口で、最大4ポイントを付与します。健診ポイントのみ通常ポイントとして次のカードへ繰り越しができます。

特定健診	基本健診、がん検診、人間ドック（治療目的を除く）
3ポイント	1ポイント（複数受けても最大1ポイント）

- **地域包括ケア推進係が主催する介護予防事業ポイント**
 主催する市の担当者が1回の参加につき1ポイントを実施時に付与します。
- **登録団体の自主活動ポイント**
 団体の代表者が1回の参加につき1ポイントを、市が配布する登録印で押印します。

《商品券と交換》

20ポイント集めると地域包括ケア推進係で2,000円分の商品券と交換し、新しいポイントカードをお渡しします（年度に1回のみ）。

健康づくりをしながら
ポイントももらえて
一石二鳥!!

交換時に必要なもの

- のおがた元気ポイントカード
- 身分証明書（保険証、運転免許証など）
- 健診結果表（健診を受けた人）
- ※コピー可



ポイント事業のルール

1. ポイントカードの有効期限はありません。
2. 地域の自主活動で行ったポイントは、自主活動団体の代表者が責任を持って管理してください。
3. ポイントカードは、他の人に貸したり借りたりすることはできません。
4. ポイントカードを交付した日以降の活動に対して、ポイントを付与します。
 ※4月1日より各種様式が変更となりました。変更前の様式は、5月末日まで受け付けます。
手続きに必要な書類、制度の詳細な概要説明、およびよくある問い合わせに対する回答などを市のホームページに公開しています。